



福岡医発第2216号(地)

平成15年 3月14日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎



「看護職員就労状況実態調査」について

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じ別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

標記調査は、厚生労働省において平成12年の第4次医療法改正に際し、参議院国民福祉委員会において、看護師等の医療従事者の労働実態等、医療・保健の実態を示すデータの収集と公開を進めるよう附帯決議がなされたことを受けて、医療機関における看護職員の人材確保のための基礎資料とするため行われるものであります。

なお、調査対象は全国約1,900の病院・有床診療所であり、調査票は対象となる医療機関へ直送されとのことであります。



日医発第1098号(地 I 201)

平成 1 5 年 3 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井 栄 孝

「看護職員就労状況実態調査」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省では、医療機関における看護職員の人材確保のための基礎資料とするため、標記調査を行うこととなりました。本調査は、平成12年の第4次医療法改正に際し、参議院国民福祉委員会において、看護師等の医療従事者の労働実態等、医療・保健の実態を示すデータの収集と公開を進めるよう附帯決議がなされたことを受けて行われるものであります。

調査対象は全国約1,900の病院・有床診療所であり、調査票は対象となる医療機関へ直送されるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますようよろしくお願い申し上げます。



謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、厚生行政につきまして、深い御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、看護職員の確保対策については、貴会におかれても種々の対策を講じられていることと存じますが、この度、当省との契約に基づき、株式会社富士総合研究所が全国約1900医療機関を対象に看護職員の職務状況、就労条件状況等に関してアンケート調査を行うこととなりました。

つきましては、同調査の実施にあたり、貴会並びに貴会会員各位のご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、調査において、ご回答いただいた内容につきましては、集計した上、医療機関における看護職員の人材確保のための基礎資料として、広く活用していく予定としております。

謹 白

平成15年2月20日

厚生労働省医政局長

篠崎英夫

社団法人日本医師会長

坪井栄孝 殿

平成 15 年 2 月

理事長殿
病院長殿
看護管理者殿

株式会社 富士総合研究所
経済・福祉研究部 担当：高橋康昭

「看護職員就労状況実態調査」

ご協力をお願いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社では、厚生労働省との契約に基づき、社団法人日本医師会、四病院団体協議会（社団法人日本病院会、社団法人全日本病院協会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科病院協会）、及び社団法人日本看護協会のご協力のもと、医療機関に勤務する看護職員の就労条件についての資料の収集を行うこととなりました。

この目的のため、「看護職員の就労状況に関するアンケート」を実施することとして、医療関係の各種団体のご協力の下、取り組んでおります。

同調査では、全国の医療機関（病院・有床診療所）約 1,900 施設を対象として、看護職員の就労状況についてのアンケート調査にご回答いただき、その内容を集計した上で、医療機関における看護職員の人材確保のための基礎資料として、広く活用していただく予定となっております。

なお、今回ご回答いただく内容につきましては、本調査目的以外に使用することはありません。

皆様におかれましては、何かとご多忙とは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査内容

平成 14 年 10 月 1 日現在（又は同月内）等の調査対象の医療機関に勤務する看護職員の職務条件、育児支援等の状況に関する事項（詳細は、調査票に規定）

（1）施設調査票（1 施設につき 1 冊）

（2）病棟調査票（1 病棟（看護単位）につき 1 冊、1 施設において最大 8 病棟（看護単位））

2. 調査事項

別添「看護職員就労状況実態調査」調査票に掲げる項目

3. 調査票の提出先・問い合わせ先

（1）回答用紙の提出先（同封の封筒をご使用下さい）・問い合わせ先

〒101-8795 東京都千代田区神田錦町 2-3

株式会社 富士総合研究所 経済・福祉研究部 担当：高橋康昭

電話：03-5281-5275 FAX：03-5281-5443

（2）提出期限

平成 15 年 3 月 24 日（月）

4. その他

調査票の記入方法等につきまして不明な点があるときは、上記提出先へご連絡ください。